

令和7年9月18日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋



鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和7年7月24日付け自第326号で諮問のあったこのことについては、審議の結果、下記のとおり結論を得たので、答申します。

記

有峰鳥獣保護区特別保護地区及び吉峰鳥獣保護区特別保護地区を指定することは、
適当と認める。

令和7年9月9日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 殿

富山県環境審議会
野生生物専門部会
部会長 高橋満彦



鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和7年8月1日付けで当専門部会に付議されたこのことについて審議した結果、下記の結論を得たので報告します。

記

有峰鳥獣保護区特別保護地区及び吉峰鳥獣保護区特別保護地区を指定することは、適当と認める。

有峰鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針

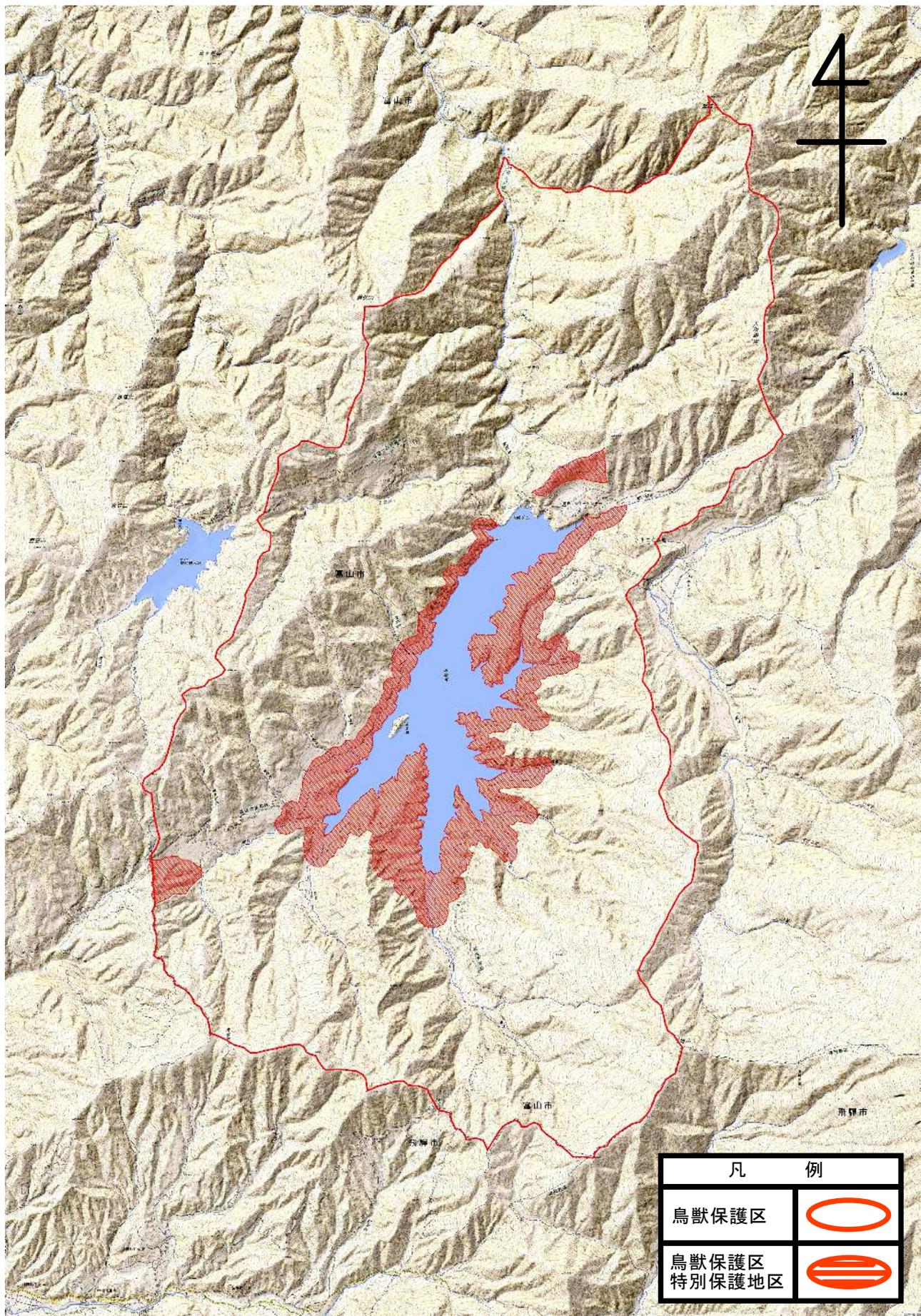
- (1) 名称：有峰鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域：有峰鳥獣保護区のうち、富山市の北陸電力有峰湖水面から、林道有峰湖周線の道路中心線上方 100 メートルの区域（有峰えん堤東詰から有峰湖湖岸を東進し、猪ノ根谷に至り、同地から猪ノ根谷を東進する線以北を除く。）並びに神通川森林計画区富山市（旧大山町）98 林班い小班及び神通川森林計画区富山市（旧大山町）121 林班に小班的区域。（別紙図面表示のとおり）
- (3) 存続期間：令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ①指定区分：森林鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的：再指定予定地は、県立自然公園に指定されるとともに、「とやま森林浴の森」にも指定され、県民に広く親しまれている。
平成 12 年には有峰への主要アクセスルートである小見線の大型バスの通行が可能となり、平成 14 年には有峰森林文化村が設置された。また、平成 16 年秋には有峰ハウスが開館し、県内外から大勢の人々が訪れる。
この有峰湖に面する地形は緩傾斜地が多く、林相はマルバマンサクーブナ群集、ヒメアオキブナ群集、オオバクロモジミズナラ群落が優占し、一部にブナ原生林も残っていることから、自然度の高い植生景観を呈している。
このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、植生を含む自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、公園等利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 2 項に規定する『名称、区域、存続期間及び特別保護地区の保護に関する指針』新旧対照表

指定後	指定前
<p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p>	<p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p>

有峰鳥獸保護区特別保護地区指定計画図

縮尺=1:25,000 (面積 760ha)



鳥類等生息状況調査結果（有峰鳥獣保護区）

1 名 称 有峰鳥獣保護区

2 指定区分 森林鳥獣生息地

3 指定目的

この区域は、富山市の南東部に位置し、地形は緩急の変化に富み、ブナ、ミズナラ等の広葉樹、オオシラビソ、クロベ等の針葉樹等の林相が多様であり、県内有数の野生鳥獣の生息地となっている。

また、原始的な自然が多く残っているながら、アクセスルートは整備され、さらに県立自然公園及び「とやま森林浴の森」に指定されていること、「有峰森林文化村」が設置されたこと等から県内外を問わず広く親しまれている。

このため、森林性の野生鳥獣を保護するとともに、公園等の利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

4 調査結果

(1) 鳥類（令和3年度春季）では

アカショウビンといった準絶滅危惧種（レッドデータリストとやま 2025）やサンショウクイといった絶滅危惧 II 類種（環境省レッドリスト 2020）、ホトトギス、オオルリなどの夏鳥を含め、21種類の鳥類が確認された。

(2) 鳥類（令和3年度秋季）では

アトリ、マヒワのような冬鳥を含め、15種の鳥類が確認された。

(3) 哺乳類（令和6年度）では

ニホンザルやニホンノウサギ、ツキノワグマ、タヌキ、アカギツネ、テン、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカの9種類が確認された。

以上のことから、自然環境は良好な状態で保存され、多種多様な鳥獣の生息に適した環境を有している地域である。

吉峰鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針

- (1) 名称：吉峰鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域：吉峰鳥獣保護区内における昭和13年8月26日、昭和49年2月28日又は平成2年1月18日に取得した富山県県有地（富山県森林研究所の管理地及び樹木園）のうち地目が畑又は山林の地域。（別紙図面表示のとおり）
- (3) 存続期間：令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ①指定区分：身近な鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的： 指定予定地は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所の苗圃、スギの採穂園、採種園及び遺伝子保存林並びにスギの品種の見本林、有用広葉樹の展示林、サクラ品種の見本園等があり、周辺にはアカマツやスギの大径木のほか、コナラ、マンサク、ソヨゴ、ウワミズザクラ、タニウツギ等のかん木の種類も豊富である。
また、平成5年に整備された樹木園は、県民に広く親しまれている。
このようなことから、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、森林研究所及び樹木園の適正な管理のもと自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣を積極的に誘致し、その生息環境を維持するとともに、今後の森林保護行政に資する研究の場とすることや県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 2 項に規定する『名称、区域、存続期間及び特別保護地区の保護に関する指針』新旧対照表

指定後	指定前
<p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p>	<p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p>

鳥類等生息状況調査結果（吉峰鳥獣保護区）

1 名 称 吉峰鳥獣保護区

2 指定区分 身近な鳥獣生息地

3 指定目的

この区域は、立山町の南西部に位置し、中心部には富山県農林水産総合技術センター森林研究所の見本林及び展示林があることから多様な樹種が存在している。

また、当該区域はホオジロ等の留鳥、キビタキ等の夏鳥等の生息地であり、秋季には渡り鳥の通過地ともなるとともに、ニホンノウサギをはじめとする獣類も生息している。

このため、これらの野生鳥獣の保護を図るものである。

4 調査結果

(1) 鳥類（令和3年度春季）では

サンショウクイやクロツグミ、キビタキなどの夏鳥を含め、18種類の鳥類が確認された。

(2) 鳥類（令和3年度秋季）では

ジョウビタキ、ベニマシコのような冬鳥を含め、13種の鳥類が確認された。

(3) 哺乳類（令和6年度）では

イノシシやニホンザル、テン、ニホンノウサギ、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、アカギツネ、ニホンカモシカの9種類が確認された。

以上のことから、自然環境は良好な状態で保存され、多種多様な鳥獣の生息に適した環境を有している地域である。

鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。

鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟が認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年以内 期間は更新が可能
特別保護地区 (法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 	<p style="text-align: center;">【許可が必要な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築等 水面の埋立、干拓 木竹の伐採 <p>※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める許可不要の行為がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第2条)	<ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所について指定するもの。 	<p style="text-align: center;">【許可が必要な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の採取、動物の捕獲等 火入れ又はたき火 車馬の使用 動力船の使用 犬等を入れること 撮影、録画等 野外レクリエーション等 	<ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区において、区域と期間を定める。

鳥獣保護区の指定状況

区 分		国 指 定		都道府県指定	
		箇所数	面積(千ha)	箇所数	面積(千ha)
富山県	鳥獣保護区	1	75	39	43
	うち特別保護地区	1	14	9	2
	うち特別保護指定区域			1	(3ha)

※令和7年4月1日現在

鳥獣保護区等の指定に伴う規制等

行 為	非鳥獣保護区	特例休猟区	特定猟具使用 禁止区域(銃)	鳥獣保護区	特別保護地区	特別保護 指定区域	備 考
狩 猟 (通常11/15～2/15)	規制なし	イノシシ・ニホンジカ のみ狩猟可	銃猟のみ規制	狩猟できない	狩猟できない	狩猟できない	
有害鳥獣捕獲	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	
立木竹の伐採	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
工作物の設置	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
土地の形質の変更	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
受忍義務	なし	なし	なし	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	
・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	・道路、広場その 他の公共の場所 において行うもの は除く。 ・農林漁業を営む ために行うものを 除く

令和7年8月1日

富山県環境審議会

野生生物専門部会長 高橋 満彦 殿

富山県環境審議会

会長 齋藤 滋



鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和7年7月24日付け自第326号で富山県知事から諮問があったこのことについて、
貴専門部会に付議しますので、審議をお願いします。

自 第 3 2 6 号
令和 7 年 7 月 24 日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 様

富山県知事 新 田 八 朗



鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

このことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、次の事案について貴審議会の意見を求めます。

有峰鳥獣保護区特別保護地区及び吉峰鳥獣保護区特別保護地区の指定